

## 中期目標・中期計画等の概要

### 1 制度の概要

#### 【中期目標】

- ・中期目標とは、法人が6年間において達成すべき業務運営に関する目標であり、設立団体の長が定め、法人に指示するとともに、公表しなければならない。変更したときも同様。
- ・中期目標を定め、これを変更しようとするときは、法人の意見に配慮し、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

#### 【中期計画】

- ・中期計画は、中期目標に基づき法人が作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。変更しようとするときも同様。
- ・中期計画を認可しようとするときは、評価委員会の意見を聴かなければならない。認可を受けたときは、当該計画を公表しなければならない。

#### 【年度計画】

- ・年度計画は、中期計画に基づき法人が定め、設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。変更したときも同様。

<地方独立行政法人法>

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
  - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
  - 四 短期借入金の限度額
  - 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
  - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
  - 六 剰余金の使途
  - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。
- 第27条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。
- 2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。
- 第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあるのは「6年間」と、同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。
- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 公立大学法人に関する第26条第3項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第78条第2項に定める事項」とする。
- 第78条の2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければ

ばならない。この場合において、第28条から第30条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 次号及び第3号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び  
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間  
における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後3月以内に、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第1項の評価は、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第29条の規定は、第1項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

## 2 中期目標・中期計画等作成に当たっての留意事項（沖縄県立芸術大学の法人化基本方針）

### 【中期目標】

- 中期目標は、法人が一定期間（6年間）において達成すべき業務運営に関する目標であり、知事が、法人の意見に配慮の上、県の附属機関として設置する「公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会（仮称）」（以下「評価委員会」という。）の意見を聴き、議会の議決を経て定める。目標を定めた後は、知事がこれを法人に指示するとともに公表する。また、これを変更しようとするときも、同様とする。
- 中期目標は、次に掲げる項目を基本とし、大学の基本理念を踏まえ、具体的かつわかりやすく妥当性のある内容となるよう検討を行う。

〔中期目標の基本的な記載項目〕

- a 中期目標の期間（6年間）
- b 教育研究の質の向上に関する事項
- c 地域貢献等に関する事項

- d 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- e 財務内容の改善に関する事項
- f 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- g その他業務運営に関する重要事項

#### 【中期計画】

- ・中期計画は、知事が定めた中期目標に基づき、可能な限り具体性を備えた計画として法人が作成し、知事が評価委員会の意見を聴いて認可する。認可後、法人は当該計画を公表する。また、これを変更しようとするときも、同様とする。
- ・中期計画は、全学的な方針に加えて、学部、研究科、附属研究所等部門ごとに内容を盛り込む。
- ・中期計画は、できる限り数値目標や達成年次を示すなど、その達成状況が把握しやすいように定める。
- ・中期計画は、次に掲げる項目を基本とし、記載項目及び内容について、検討を行う。

##### 〔中期計画の基本的な記載項目〕

- a 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- b 地域貢献等に関する目標を達成するためにとるべき措置
- c 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
- d 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
- e 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
- f 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
- g 短期借入金の限度額
- h 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- i 剰余金の使途
- j 県の規則で定める業務運営に関する事項
- k その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 【年度計画】

- ・年度計画は、中期計画に基づき、年度ごとに実施すべき計画として法人が作成し、知事に届け出るとともに公表する。また、これを変更したときも、同様とする。
- ・年度計画は、次の点に留意して定める。
  - (ア) 中期計画に掲げる内容が、当該年度で着実かつ効率的に行われるものとする。
  - (イ) 計画が数値化できるものについては、可能な限り達成水準を明示し、達成状況が把握できるようにする。
  - (ウ) 計画が数値化できないものについても、可能な限り具体的かつ分かりやすい内容とする。

### 3 中期目標及び中期計画の法定記載事項

中期目標 (地方独立行政法人法第25条・78条)	中期計画 (地方独立行政法人法第26条・78条)
1 中期目標の期間	—
2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (◆)	1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (◆)
3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
4 財務内容の改善に関する事項	3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
6 その他業務運営に関する重要事項	5 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置
	6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
	7 短期借入金の限度額
	8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
	9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	10 剰余金の使途
	11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

※表中「◆」は、国立大学法人法では「目標：教育研究の質の向上に関する事項」、「計画：教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」と規定されている。

※「中期計画 3～5」は法定記載事項ではないが、中期目標に対応する項目として先行法人で記載されている。

#### 4 公立大学法人沖縄県立芸術大学 中期目標・中期計画項目案

中期目標（項目案）	中期計画（項目案）
<p>はじめに</p> <p>1. 教育に関する基本目標</p> <p>2. 研究に関する基本目標</p> <p>3. 社会貢献・連携に関する基本目標</p> <p>4. 法人運営に関する基本目標</p>	
<p>第1 中期目標の期間並びに教育研究及び法人運営の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>2 教育研究の基本組織</p> <p>3 法人運営の基本組織</p>	
<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>○重点目標</p> <p>(1) 教育の内容及び成果に関する目標</p>	<p>第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 入学者受入方針・入学者選抜</p> <p>(ア) 学士課程</p> <p>(イ) 大学院課程</p> <p>イ 教育課程</p> <p>(ア) 学士課程</p> <p>(イ) 大学院課程</p> <p>ウ 教育方法</p> <p>(ア) 学士課程</p> <p>(イ) 大学院課程</p> <p>エ 成績評価</p> <p>(ア) 学士課程</p> <p>(イ) 大学院課程</p>

(2) 教育の実施体制等に関する目標

(3) 学生への支援に関する目標

## 2 研究に関する目標

### ○重点目標

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標

(2) 研究の実施体制等に関する目標

## 3 社会貢献等に関する目標

### ○重点目標

(2) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程

イ 大学院課程

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 適正な教員配置

イ 教育及び教員の質の向上

ウ 教育環境の整備

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習支援

イ 学生生活支援

ウ 経済的支援

エ 就職支援

オ 社会人への支援

カ 留学生への支援

キ 学生相談

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

ア 研究の方向性

イ 研究水準の向上

ウ 研究成果の地域や社会への還元

(2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 研究の実施体制

イ 研究費の配分

ウ 研究者等の配置

エ 研究環境の整備

オ 研究の質の向上

カ 知的財産の創出・管理

3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

<p>(1) 社会貢献に関する目標</p> <p>(2) 国際交流等に関する目標</p>	<p>(1) 社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 地域の高等教育機関としての役割</p> <p>イ 地域及び社会への貢献</p> <p>ウ 産学官の連携</p> <p>エ 大学間の連携</p> <p>(2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 海外の大学との連携</p> <p>イ 留学生への支援</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>○重点目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 理事長を中心とする運営体制の構築</p> <p>(2) 戦略的な予算等の配分</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人事制度</p> <p>(2) 評価制度</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 事務組織の見直し</p> <p>(2) 事務の効率化</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>○重点目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>2 経費の効率化に関する目標</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 外部資金の獲得</p> <p>(2) 自己収入の確保</p> <p>2 経費の効率化に関する目標を達成するため</p>



<p>3 資産の適正な運用管理に関する目標</p>	<p>の措置</p> <p>3 資産の適正な運用管理に関する目標を達成するための措置</p>
<p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 自己点検・評価の充実に関する目標</p> <p>2 情報公開の推進等に関する目標</p>	<p>第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己点検・評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 情報公開の推進等に関する目標を達成するための措置</p>
<p>第6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>2 安全管理等に関する目標</p> <p>3 法令遵守及び人権の尊重に関する目標</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 大学施設の維持管理</p> <p>(2) 将来のキャンパス構想の検討</p> <p>2 安全管理等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 学生及び教職員の安心・安全な教育研究環境及び労働環境の確保</p> <p>(2) 災害、事故、犯罪等に対する体制整備</p> <p>3 法令遵守及び人権の尊重に関する目標を達成するための措置</p>
	<p>第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p>
	<p>第7 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額</p> <p>2 想定される理由</p>
	<p>第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</p>

	<p>第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>
	<p>第10 剰余金の使途</p>
	<p>第11 施設・設備に関する計画</p>
	<p>第12 人事に関する計画</p>
	<p>第13 積立金の使途（地方独立行政法人法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）</p>
	<p>（別紙）</p> <p>1 予算（人件費の見積含む。令和3年度～令和8年度予算）</p> <p>【運営費交付金等の算定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般運営費交付金</li> <li>○施設整備費補助金</li> <li>○特定運営費交付金</li> </ul>
	<p>2 収支計画（令和3年度～令和8年度収支計画）</p>
	<p>3 資金計画（令和3年度～令和8年度資金計画）</p>